

小林市使用料の徴収に関する条例

別表第1（第2条関係）

3 小林中央公民館

区分		使用料（1時間につき）		
		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	
第1研修室		335円	409円	
第2研修室		335円	409円	
第1会議室		335円	409円	
第2会議室		335円	409円	
実習室		492円	618円	
大集会室		1,655円	2,064円	
大集会室スポーツ利用の場合	団体利用の場合		492円	618円
	個人利用の場合	小中学校児童生徒及び高等学校生徒	11円	/
		一般	22円	
備考				
<p>1 冷暖房装置を使用するときは、使用料の額に当該使用料の額の100分の50に相当する額を加算する。</p> <p>2 特別の電気施設等を使用するときは、使用料の額に電気使用料の実費相当額を加算する。</p> <p>3 許可を受けた時間を超えて利用したときは、当該超過時間に係る使用料の額を追加徴収する。</p> <p>4 午前9時以前に利用するときの使用料の額は、1時間につき、午前9時から午後5時までの間の1時間当たりの使用料の額とする。</p> <p>5 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。</p>				